

平成 19 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アイディーユー
代 表 者 名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理本部長 岩 眞司
電 話 番 号 (06) 6452 - 7771 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 10 月 25 日開催の当社取締役会により、「定款一部変更の件(その1)」および「定款一部変更の件(その2)」を平成 19 年 11 月 28 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・定款一部変更の件(その1)

1. 変更の理由

当会社事業の多様化と平成 19 年 9 月 30 日に施行された金融商品取引法に対応するため、現行定款第 2 条に定める事業目的を追加および削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. ~ (条文省略)	1. ~ (現行どおり)
11. <u>12. 投資顧問業</u>	11. <u>12. 金融商品取引業</u>
13. ~ (条文省略)	13. ~ (現行どおり)
14. <u>15. 投資信託および投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務および投資信託業務、ならびに投資法人の設立企画人としての業務</u>	14. (削除)
16. 不動産特定共同事業法に基づく事業	15. (現行どおり)

現行定款	変更案
17. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理	16. (現行どおり)
18. 資産流動化に関する法律に基づく特定資産の流動化にかかる業務	17. (現行どおり)
19. 不動産証券化商品、債権、有価証券、 金融資産に関する調査および投資	(削除)
20. 金銭の貸し付け、各種債権の売買、立替払い、債務の保証・引受およびその他金融業務	18. (現行どおり)
21. 結婚式場の企画・運営・管理およびコンサルティング	19. (現行どおり)
22. ホテル・旅館の企画・運営・管理およびコンサルティング	20. (現行どおり)
23. ゴルフ場の企画・運営・管理およびコンサルティング	21. (現行どおり)
24. 金融機関・取引当事者の委託を受けてなす担保物権の事務管理等のエスクロー業務	22. (現行どおり)
25. 不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務	23. (現行どおり)
26. 博物館、科学館、美術館、ギャラリー、図書館、資料館、多目的ホールの経営、企画・運営・管理ならびにそれらに関するコンサルティング (新設) (新設) (新設)	24. (現行どおり)
	25. <u>飲食店の企画・運営・管理およびコンサルティング</u>
	26. <u>物販店の企画・運営・管理およびコンサルティング</u>
	27. <u>家具の企画・製作および家具店の企画・運営・管理およびコンサルティング</u>
27. (条文省略)	28. (現行どおり)

・定款一部変更の件（その2）

1．変更の理由

(1) 当社の企業価値が毀損されることおよび株主様共同の利益が害されることを未然に防止することを目的とした「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」を導入する予定としております。

しかしながら、これに基づく対抗措置を実際に発動した場合には、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認をいただくことが重要であると考えております。

そのため、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入を株主総会決議事項とすべく変更案第 17 条（当会社の株式の大量取得行為に関する対応策）の導入を新設するものであります。

(2) 上記買収防衛策に基づく対抗措置の実効性を確保することを目的として、現行定款第 6 条の発行可能株式総数を変更するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p>
<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>540,000</u>株とする。</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>990,000</u>株とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(当会社の株式の大量取得行為に関する対応策)</p> <p>第 17 条 株主総会においては、法令または本定款に別途定めのある事項をその決議により定めるほか、<u>当会社株式の大量取得行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</u></p> <p><u>前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うこと等により、当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収に関する対応策（新株または新株予約権の発行または無償割当てを含む）の具体的内容を決定することをいう。</u></p>

. 日程

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 . 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 19 年 11 月 28 日 |
| 2 . 定款の効力発生日 | 平成 19 年 11 月 28 日 |

以上